

佐賀県訓令甲第6号

本 庁  
各 事 務 局  
現 地 機 関

副教育長の補助執行に関する規程及び佐賀県庁用自動車管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年3月31日

佐賀県知事 山 口 祥 義

副教育長の補助執行に関する規程及び佐賀県庁用自動車管理規程の一部を改正する訓令  
(副教育長の補助執行に関する規程の一部改正)

**第1条** 副教育長の補助執行に関する規程(平成27年佐賀県訓令甲第2号)の一部を次のように改正する。

受訓先中「教育庁」を「教育委員会事務局」に改める。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条の2の規定に基づき、次の事務については、特に知事部局において執行する必要がある場合を除き、 <u>教育庁</u> の副教育長に補助執行させる。 (1)～(5) 略	地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条の2の規定に基づき、次の事務については、特に知事部局において執行する必要がある場合を除き、 <u>教育委員会事務局</u> の副教育長に補助執行させる。 (1)～(5) 略

(佐賀県庁用自動車管理規程の一部改正)

**第2条** 佐賀県庁用自動車管理規程(平成11年佐賀県訓令甲第13号)の一部を次のように改正する。

受訓先中「教育庁」を削る。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。